岐阜県立飛騨神岡高等学校電気需給契約書（案）

　岐阜県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において次の条項により、岐阜県立飛騨神岡高等学校（以下「飛騨神岡高校」という。）の電気需給契約を締結する。

　（総則）

第１条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲の飛騨神岡高校で使用する電気を需要に応じて供給しなければならない。

２ 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

　（権利業務の譲渡等）

第２条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又　は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は信用保証協会　及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関　に対して、売掛債権（第13条第１項に規定する乙の電気料金の支払いの請求に係る権利　をいう。）を譲渡するときは、この限りではない。

２　前項ただし書の規定による売掛債権の譲渡に係る甲への通知（債権譲渡登記がされたことの通知を含む。以下この項において「通知」という。）が、甲の乙への支払手続（甲が第13条第1項の規定による乙からの支払請求に基づき、乙を当該代金の債権者として確定し、乙に支払をするために甲が行う一連の手続をいう。）の完了後に甲に到達した場合、乙は、民法（明治29年法律第89号）第467条第１項及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第４条第２項の規定にかかわらず、当該通知の内容を甲に対抗することができない。

　（電気方式等）

第３条　電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、契約上使用できる最大需要電力（以下「契約電力」という。）、予定使用電力量、電力構成、供給期間、契約保証金は次のとおりとする。

　　　　電　気　方　式　　　別添仕様書のとおり

　　　　受　電　電　圧　　　別添仕様書のとおり

　　　　計　量　電　圧　　　別添仕様書のとおり

　　　　標準周波数　　　別添仕様書のとおり

契　約　電　力　　　別添仕様書のとおり

予定使用電力量　　　別添仕様書のとおり

　　　　電　力　構　成　　　別添仕様書のとおり

供給期間 別添仕様書のとおり

　　　　契約保証金

　（供給の方法）

第４条　乙は甲が飛騨神岡高校で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

　（検針日）

第５条　計量(検針)は、託送供給等約款等に基づき、一般送配電事業者が毎月一定の日（計量(検針)を行なう日を以後計量(検針)日という）に、各月ごとに行なう。

　（検査）

第６条　乙は、一般送配電事業者から使用電力量等を受領し、後日、電子メールまたは電気通信回線を通じて発注者の閲覧に供する方法等により、甲の指定する職員の検査を受けるものとする。

２　前項の検査は、検針日に関わらず、各月の最終日に甲の責任で行うものとする。

３　検査の方法その他その実施のために必要な事項は、設置されている計量器の状況等に　応じて、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

　（電気料金の算定期間）

第７条　電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とする。また、電気料金の算定期間における使用電力量の算出は、当月の計量値から前月の計量値の差引きにより行うものとする。

　（電気料金の計算）

1. 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー電力付加金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

２　毎月の基本料金と電力量料金、再生可能エネルギー電力付加金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

　（基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー電力付加金、再生可能エネルギー発電促

進賦課金）

第９条　基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー電力付加金、再生可能エネルギー発電促進賦課金は次により算定する。

基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（１８５％－力率）

電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量

　　　　　　（※燃料費調整単価に市場価格調整単価等の調整を行う場合は、調整分を含む）

再生可能エネルギー電力付加金＝再生可能エネルギー電力付加金単価×使用電力量×再生可能エネルギー電力構成割合

再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×　　　　　　　　　　　　　　　 　　 使用電力量

　（料金単価）

第10条 基本料金契約単価、電力量料金契約単価については、この契約書の別紙「契約単

価一覧」（以下「契約書別紙」という。）に定めるとおりとする。

２　燃料費調整単価は、当該地域と管轄する旧一般電気事業者の小売部門が定める供給条件による。

３　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の小売部門が定める供給条件による。

　（電力量）

第11条　単位は１キロワット時とし、小数点以下第１位を四捨五入する。

　（力率）

第12条　力率は、その月の８時００分から２２時００分までの時間における平均力率とする。単位は％とし、小数点以下第１位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、１００％とする。）。平均力率の算定式は次のとおりとする。

　　　　平均力率＝有効電力量／√｛（有効電力量）２＋（無効電力量）２｝×１００％

　（支払方法）

第13条　乙は、第６条の規定による検査終了後、電気料金を検針日から速やかに請求する　ものとし、甲は適正な請求書受理の日から３０日以内に支払うものとする。

　（契約電力の決定）

第14条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

２　前項に掲げる場合のほか、契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

　（使用電力量の増減）

第15条　甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

　（契約単価一覧の変更等）

第16条　この契約締結時において予測することのできない経済事情その他の情勢の変化により物価の変動を生じ、そのため契約単価が著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

２　前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。

　（損害賠償の負担）

第17条　乙は、天災その他乙の責めに帰さない理由による停電等の場合を除き、停電等に　より、乙が甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償する責任を負わなけれ　ばならない。

２　前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

３　第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において甲が当該第三者に損害賠

　償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。

（契約不適合責任）

第18条　甲は、引き渡された物件が種類、品質又は数量その他契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、相当の期間を定めて、その物件の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しその他契約の内容に適合するために必要な措置による履行の追完を請求することができるものとし、乙は、甲の請求に基づき、自己の負担において必要な措置を講ずるものとする。

２　前項の場合において、乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができない。

３　第１項の規定による甲の請求に対し乙がその期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

４　甲は、前項の規定による代金の減額請求をする場合において、乙が既に売買代金の全部又は一部の支払を受け、その額が減額後の代金を超えるときは、減額の請求に代えて、乙にその超える額の返還を請求することができるものとする。この場合において、乙は、甲が請求する額を甲が指定する期間内に返還しなければならない。

５　乙が前項の返還金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

６　乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないと認められる物件を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から１年以内に乙に通知しないとき、又はその不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は第１項、第３項及び第４項の規定による請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の契約解除権）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

　一　乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。

　二　第２条の規定に違反したとき。

　三　乙又はその使用人が、検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとした　　とき。

　四　破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てが　　なされたとき。

　五　手形交換所による取引停止処分、主要取引き先からの取引停止等の事実があり、業　　務執行が困難となると見込まれるとき。

　六　その他、業務に着手し又は業務を遂行することが、困難とみられる事由が発生した　　とき。

　七　前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

２　甲は、乙が前項各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の　10分の1に相当する額の違約金を徴収する。

３　前項の違約金は、甲が乙に支払うべき契約金額又は契約保証金があるときは、当該支　払分から控除することができる。

　（談合その他不正行為による解除）

第19条の２　甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件契約に関し、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

　一　公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22　　年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁　　止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第１項に規定する排除措　　置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件　　訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第３条第１項に規　　定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

　二　公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第　　１項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定した時（確定した当該　　納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含み、当該納付　　命令に係る行政事件訴訟法第３条第１項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除　　　く。）。

　三　公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が　　行政事件訴訟法第３条第１項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請　　求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

　四　排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である　　事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で　　確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令す　　べてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止　　法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

　五　前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反　　行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これら　　の命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、こ　　れが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為　　の実行期間を除く。) に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、　　当該取引分野に該当するものであるとき。

　六　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の６若　　しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定によ　　る刑が確定したとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、違約金として契約金額の

10分の１に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

　（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

第19条の３　乙は、本件契約に関し、前条第１項各号の一に該当するときは、甲が契約を　解除するか否かを問わず、甲に対して違約金として契約金額の10分の１に相当する額を　甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第１項第１号から第５号　までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第２条第９項に基づ　く不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する　不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

２　乙は、本件契約に関し、前条第１項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除する　か否かを問わず、前項に規定する契約金額の10分の１に相当する額のほか、甲に対して　違約金(違約罰)として契約金額の10分の１に相当する額を甲が指定する期間内に支払わ　なければならない。

３　前２項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超　える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

４　前３項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。

５　乙が第１項及び第２項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当　該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項

の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

　（暴力団排除措置による解除）

第19条の４　甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

一　乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

二　乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。

四　乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

五　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

六　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

七　乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。

九　乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。

十　乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（八に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の１に相　当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の契約解除権）

第20条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったと　きは、契約を解除することができる。

（契約保証金）

第21条　甲は、乙が第６条に規定する検査に合格したときは、直ちに、乙に頭書の契約保証金を還付しなければならない。

２　第19条第１項（乙の責めに帰すべき事由によるものに限る。）、第19条の２第１項又は第19条の４第１項の規定により契約が解除されたときは、頭書の契約保証金は、甲が没収する。

３　第19条第２項、第19条の２第２項、第19条の３第１項及び第２項又は第19条の４第２項に規定する違約金を乙が納付する場合は、当該違約金の額から頭書の契約保証金の額を控除するものとする。

　（損害金、違約金又は損害賠償金の控除等）

第22条　乙がこの契約に基づく損害金、違約金又は損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を追徴する。

　（資料の提出）

第23条　乙は、甲が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提出するものとする。

（秘密の保持）

第24条 甲および乙は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、一般送配電事業者に対して託送供給等約款等に基づき通知を行なう必要がある場合およびあらかじめ相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

　（契約金額）

第25条 この契約における「契約金額」は、契約解除時における甲の乙に対する金銭債務の額とする。

（契約期間）

第26条 この契約における契約期間は、電気を需給する期間とし、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までとする。

　（契約外の事項）

第27条 この契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（適用除外）

第28条　前各条の規定にかかわらず、契約保証金を全部免除した場合には、第21条の契約条項を適用しないものとする。ただし、甲が特に契約の保証の旨を指示した場合には、当該契約条項の適用があるものとする。

この契約を証するため、書面の場合は本書２通を作成し記名押印を、電磁的記録の場合

は電子署名を行い各自保有する。

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　 　　　　　　　　　甲　岐阜県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岐阜県立飛騨神岡高等学校

校長　各務　友浩　　印

　　　　　 　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印